

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月12日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 弁護士ドットコム株式会社

【英訳名】 Bengo4.com, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 CEO 元榮 太一郎

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木二丁目4番5号 興和六本木ビル

【電話番号】 03-5549-2555

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 杉山 慎一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木二丁目4番5号 興和六本木ビル

【電話番号】 03-5549-2555

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 杉山 慎一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期 第3四半期 累計期間	第9期
会計期間		自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	(千円)	461,225	291,389
経常利益	(千円)	85,706	15,077
四半期(当期)純利益	(千円)	60,402	13,408
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	322,386	113,040
発行済株式総数	(株)	普通株式 7,063,400	普通株式 6,263,400 A種優先株式 430,000
純資産額	(千円)	638,855	159,760
総資産額	(千円)	747,514	209,782
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	8.98	2.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	8.69	
1株当たり配当額	(円)		
自己資本比率	(%)	85.5	76.2

回次		第10期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	3.00

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 当社は、第9期第3四半期累計期間については四半期報告書を作成していないため、第9期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。
6. 当社は、平成26年12月11日に東京証券取引所マザーズに上場したため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、新規上場日から平成27年3月期第3四半期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 平成26年8月6日付で、A種優先株式のすべての株式は、その1株につき普通株式1株の割合で転換しております。
8. 平成25年9月25日付で株式1株につき499株の株式無償割当てを行っておりますが、第9期の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、有価証券届出書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和等を背景に円安および株高の傾向が現れ、緩やかながらも景気回復への動きが見られました。その一方で、消費増税による物価上昇への懸念等もあり依然として先行きが不透明な状況で推移しました。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の需要が好調に推移していることに後押しされ、インターネット利用人口は平成25年末時点で10,044万人(前年比4.1%増)と継続的に増加しております。平成26年9月末時点の移動系データ通信の契約数は、1億6,271万回線(前期比2.6%増)と増加が続いており、このうち、移動系データ通信専用サービスの契約数は3,997万回線(前期比10.6%増)と増加傾向にあります。(出所：総務省「情報通信白書平成26年度版」「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成26年度第2四半期(9月末))」)。

このような事業環境のもと、当社は、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めた結果、平成26年12月における月間訪問者数は626.7万人(前年同月比71.6%増)となりました。これにより、弁護士マーケティング支援サービスの有料登録弁護士数の増加および有料会員サービスの有料会員数の増加が順調に推移しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は461百万円、営業利益85百万円、経常利益85百万円、四半期純利益60百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は747百万円となり、前事業年度末と比較して537百万円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金および売掛金が増加したこと等によるものであります。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産は、680百万円となり、前事業年度末と比較して486百万円の増加となりました。これは主に現金及び預金が増加(前事業年度比441百万円増加)および売掛金が増加(前事業年度比44百万円増加)したこと等によるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末の固定資産は、62百万円となり、前事業年度末と比較して47百万円の増加となりました。これは主に建物が増加(前事業年度比8百万円増加)、工具、器具及び備品が増加(前事業年度比10百万円増加)、ソフトウェアが増加(前事業年度比13百万円増加)、敷金及び保証金が増加(前事業年度比15百万円増加)したこと等によるものであります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末の流動負債は、108百万円となり、前事業年度末と比較して58百万円の増加となりました。これは主に未払金が増加(前事業年度比16百万円増加)、未払費用が増加(前事業年度比5百万円増加)、預り金が増加(前事業年度比2百万円増加)、前受金が増加(前事業年度比1百万円増加)、未払消費税等が増加(前事業年度比8百万円増加)、未払法人税等が増加(前事業年度比23百万円増加)したこと等によるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末の固定負債はありません。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は、638百万円となり、前事業年度末と比較して479百万円の増加となりました。これは資本金が増加(前事業年度比209百万円増加)および資本準備金が増加(前事業年度比209百万円増加)、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が増加(前事業年度比60百万円増加)したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

売上高は461百万円となりました。内訳は、弁護士マーケティング支援サービス257百万円、有料会員サービス97百万円、税理士マーケティング支援サービス44百万円、広告その他サービス61百万円であります。

(売上総利益)

売上原価は、42百万円となりました。これは主に、ソフトウェアの開発や制作に係る人件費であります。

この結果、売上総利益は419百万円となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、333百万円となりました。これは主に、人件費、業務委託費、広告宣伝費等であります。この結果、営業利益は85百万円となりました。

(経常利益)

経常利益は、85百万円となりました。

(四半期当期純利益)

法人税等は、25百万円となりました。この結果、四半期純利益は60百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,063,400	7,231,400	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	7,063,400	7,231,400		

- (注) 1. 当社株式は平成26年12月11日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。
 2. 平成26年11月7日および平成26年11月21日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月10日を払込期日とする公募による新株式発行により、発行済株式総数が370,000株増加しております。
 3. 平成27年1月9日を払込期日とする、オーバーアロットメントに伴う第三者割当増資により、発行済株式総数が168,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権

決議年月日	平成26年10月8日
新株予約権の数(個)	96(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年10月10日～ 平成36年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233 資本組入額 117
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で残存する本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。

新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り、

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項次に準じて決定します。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定します。

新株予約権の取得事由および条件

次に準じて決定します。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合)において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競争する業務を自ら行い、または当社と競争する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競争する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年12月10日	370,000	7,063,400	209,346	322,386	209,346	288,080

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,230円
 引受価額 1,131.6円
 資本組入額 565.8円

2. 平成27年1月9日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式総数は168,000株増加して7,231,400株となり、資本金および資本準備金はそれぞれ95,054千円増加し、それぞれ417,440千円および383,134千円となっております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
----	--------	----------	----

無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,693,400	66,934	
単元未満株式			
発行済株式総数	6,693,400		
総株主の議決権		66,934	

- (注) 1. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。
2. 平成26年12月10日を払込期日とする公募増資により、発行済株式数が370,000株増加しておりますが、上記株数は株式発行前の数値を記載しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	-	村上 敦浩	昭和50年1月9日	平成10年5月 アンダーセンコンサルティング株式会社(現:アクセンチュア株式会社)入社 平成14年10月 株式会社アロウズコンサルティング(現:EYアドバイザリー株式会社)入社 平成16年10月 株式会社カクコム入社 平成24年6月 同社取締役就任(現任) 平成26年8月 当社取締役就任(現任)	(注)2	-	平成26年8月6日

- (注) 1. 取締役 村上敦浩 は、社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、就任の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)および第3四半期累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例について

当四半期報告書は第3四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、「企業内容等開示ガイドラインの24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は記載しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	126,152	567,997
売掛金	51,318	96,296
貯蔵品	38	2
前払費用	13,790	17,541
1年内回収予定の敷金及び保証金	3,701	
その他		125
貸倒引当金	684	1,169
流動資産合計	194,316	680,793
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		8,360
工具、器具及び備品（純額）	193	10,498
有形固定資産合計	193	18,859
無形固定資産		
ソフトウェア	14,025	27,146
ソフトウェア仮勘定	456	1,105
商標権	332	306
無形固定資産合計	14,814	28,557
投資その他の資産		
敷金及び保証金		15,080
長期前払費用	46	26
投資その他の資産合計	46	15,106
固定資産合計	15,054	62,523
繰延資産		
株式交付費	411	4,197
繰延資産合計	411	4,197
資産合計	209,782	747,514
負債の部		
流動負債		
未払金	19,738	36,501
未払費用	17,804	23,497
未払法人税等	2,460	25,886
未払消費税等	6,298	15,236
前受金	490	2,176
預り金	3,205	5,353
その他	23	7
流動負債合計	50,021	108,659
負債合計	50,021	108,659

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	113,040	322,386
資本剰余金	78,734	288,080
利益剰余金	32,014	28,388
株主資本合計	159,760	638,855
純資産合計	159,760	638,855
負債純資産合計	209,782	747,514

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	461,225
売上原価	42,077
売上総利益	419,147
販売費及び一般管理費	333,392
営業利益	85,755
営業外収益	
受取利息	12
違約金収入	220
雑収入	1
営業外収益合計	234
営業外費用	
株式交付費	283
営業外費用合計	283
経常利益	85,706
特別損失	
固定資産除却損	177
特別損失合計	177
税引前四半期純利益	85,528
法人税、住民税及び事業税	25,125
法人税等調整額	
法人税等合計	25,125
四半期純利益	60,402

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	8,048千円

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年12月11日付で東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資による払込を受け、新株式370,000株の発行を行いました。

その結果、当第3四半期累計期間において資本金および資本準備金がそれぞれ209,346千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が322,386千円、資本剰余金が288,080千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8円98銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	60,402
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	60,402
普通株式の期中平均株式数(株)	6,721,654
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8円69銭
(計算上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(千株)	226
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 当社は、平成26年12月11日に東京証券取引所マザーズに上場しているため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は新規上場日から当3四半期会計期間末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

第三者割当による新株の発行

当社は、平成26年11月7日および平成26年11月21日開催の取締役会において、野村証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（貸株人から借入れる当社普通株式168,000株の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、平成27年1月9日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は417,440千円、発行済株式総数は7,231,400株となっております。

(1) 発行する株式の種類及び数

普通株式 168,000株

(2) 割当価格

1株につき1,131.6円

(3) 資本金組入額

1株につき565.8円

(4) 割当価格の総額

190,108千円

(5) 資本金組入額の総額

95,054千円

(6) 払込期日

平成27年1月9日

(7) 割当先

野村証券株式会社

(8) 資金の用途

今回の第三者割当増資による手取額190,108千円につきましては、平成26年12月2日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載の通り、全額を今後の成長のための運転資金に充当予定であります。

内訳としては、当社Webサイトである「弁護士ドットコム」および「税理士ドットコム」のサイト訪問者数の増加のためのコンテンツ拡充およびユーザビリティ向上のための開発部門の人材の採用・育成ならびに当社が提供している弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービス等の収益拡大・新企画検討のための企画部門の人材の採用・育成等を目的とした人件費、当社Webサイトの認知度向上および顧客基盤拡大のため、インターネット広告にかかる広告宣伝費、販売促進のため販売代理店に支払う販売促進費、その他、SEO施策、当社Webサイトの開発等の一部外注および「弁護士ドットコムニュース」の編集にかかる外注等にかかる業務委託費に充当する予定であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

弁護士ドットコム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 修 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている弁護士ドットコム株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、弁護士ドットコム株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月7日及び平成26年11月21日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成27年1月9日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。